

第24回全日本武術太極拳選手権大会

開催要綱

実施内容

1. 第24回全日本武術太極拳選手権大会の開催
2. 「第9回世界武術選手権大会」(中国・北京) 武術太極拳競技の日本代表選手の選考

第24回全日本武術太極拳選手権大会の内容

1. 日時：2007年7月13日(金)～15日(日)
2. 会場：東京体育館(東京・千駄ヶ谷)
3. 主催：(社)日本武術太極拳連盟
主管：東京都武術太極拳連盟
4. 後援：文部科学省、(財)日本オリンピック委員会、(財)日本体育協会、東京都、朝日新聞社、(予定)日刊スポーツ新聞社、(社)日中友好協会
5. 特別協賛：日本航空
6. 協賛：企業各社
7. 参加団体要件：下記の要件を満たす団体は、大会参加団体として出場選手、チームを推薦できる。
日本連盟加盟団体で、一口5万円・一口以上の大会分担金を納付する団体
8. 出場選手要件：
 - (1) 日本国籍を有する人、または日本国籍を有しない人で日本に継続して満3年以上在留している外国人。(但し、日本国籍を有しない人は、国際大会の日本代表に選ばれない)。
 - (2) 上記の大会参加団体に所属する人。
 - (3) 「出場申込要領」に基づいて出場申込み手続きを行い、下記の大会出場料を納付した人。
 - ① 「個人競技部門」および「自選難度競技部門」に出場する選手は1人1種目につき4,000円を納付すること。
 - ② 「団体競技部門」に出場するチームは、34) 対練：1チーム1種目につき1万円の出場料、35) 集団：1チーム1種目につき1万5千円の出場料、36) 太極拳推手規定套路：1チーム1種目につき8千円の出場料を納付すること。
 - (4) 大会参加団体に所属しない個人で出場を希望する人は、都道府県選抜種目以外の種目に限って、大会運営委員会に直接出場を申し込むことができる。ただし1人1種目につき20,000円を納付すること。個人の出場申込書は2007年3月20日(火)までに日本連盟に提出されなければならない。同日を過ぎた申込書は受理されない。
9. 実施競技：

大会は「個人競技部門」「団体競技部門」と「自選難度競技部門」の3部門の競技大会を実施する。

 - I. 個人競技部門：<規定競技部門1～17>と<自選競技部門18～27>で実施する。
 - II. 自選難度競技部門：<自選難度競技部門28～33>で実施する。
 - III. 団体競技部門：<団体競技部門34～36>で実施する。

I) 個人競技部門：

競技部門・種目	演技時間	1コートの演技人数	種目の内容
<規定競技部門>			
1) 総合太極拳A B (満30歳以上)	5分以上6分以内	2人	競技用総合太極拳の規定套路
2) 総合太極拳C (満29歳以下)	同上	同上	同上
3) 長拳A 規定套路	1分20秒以上2分以内	1人	長拳の国際第二規定套路
4) 剣術A 規定套路	同上	同上	剣術の〃
5) 刀術A 規定套路	同上	同上	刀術の〃
6) 槍術A 規定套路	同上	同上	槍術の〃
7) 棍術A 規定套路	同上	同上	棍術の〃
8) 長拳B 規定套路	同上	同上	長拳の国際第一規定套路
9) 南拳規定套路	同上	同上	競技用南拳の規定套路
10) 南刀規定套路	同上	同上	競技用南刀の規定套路
11) 南棍規定套路	同上	同上	競技用南棍の規定套路
12) 24式太極拳A (満60歳以上)	4分以上6分以内	2人	24式太極拳の全套路
13) 24式太極拳B (満40歳以上59歳以下)	同上	同上	同上
14) 24式太極拳C (満39歳以下)	同上	同上	同上
15) 少年長拳 (18歳以下)	2分以内	1人	「少年長拳」の規定套路
16) ジュニア太極拳2 (16動作) (満18歳以下)	3分以内	2人	ジュニア太極拳2 (16動作)の全套路
17) ジュニア太極拳1 (13動作) (中学生以下)	同上	同上	ジュニア太極拳1 (13動作)の全套路
<自選競技部門>			
18) 太極剣・刀	2分以上4分以内	2人	32式, 42式太極剣を含む全ての太極剣・刀 (総合太極拳C出場者以外の42式太極剣を含む)
19) 48式・88式太極拳	3分以上4分以内	同上	48式太極拳または88式太極拳から自選する
20) 楊式太極拳	同上	同上	楊式太極拳から自選する
21) 陳式太極拳	同上	同上	陳式太極拳から自選する
22) 呉式太極拳	同上	同上	呉式太極拳から自選する
23) 孫式太極拳	同上	同上	孫式太極拳から自選する
24) 伝統拳術A	1分以上2分以内	1人	形意拳, 八卦掌, 八極拳および同種の拳術
25) 伝統拳術B	同上	同上	翻子拳, 劈掛掌, 通背拳および同種の拳術, 戳脚
26) 伝統拳術C	同上	同上	象形拳 (醉拳, 地淌拳, 螳螂拳他) 伝統少林拳, 查拳, 華拳, 洪拳およびその他の拳術。長拳は不可。
27) 伝統器械	同上	同上	4)~7), 10), 11), 18) を除く全ての短・長・軟・双器械

II) 自選難度競技部門：

28) 自選太極拳	3分以上4分以内	1人	新国際競技ルールに基づく自選難度套路。強化指定選手で選手強化委員会の指名を受けた選手のみが出場。「規定競技部門」「自選競技部門」に出場する選手は、この部門に出場することはできない。
29) 自選太極剣	同上	同上	
30) 自選南拳	1分20秒以上2分以内	同上	
31) 自選南拳器械	同上	同上	
32) 自選長拳	同上	同上	
33) 自選長拳器械	同上	同上	

III) 団体競技部門：

34) 対練	40秒以上2分以内	1チーム	2人または3人で、徒手及び器械で格闘形式の演技
35) 集団	1分以上4分以内	同上	4人以上10人以内で、徒手及び器械で集団演技
36) 太極拳推手規定套路	4分以上6分以内	同上	2人1組で、アジア武術連盟制定の「太極拳推手対練套路」の全套路を演技

10. 出場種目に関する規定：

1) 競技種目と出場規定の変更および確認事項：

①「自選難度競技部門」の出場選手指名；

「自選難度競技部門」28)自選太極拳, 29)自選太極剣, 30)自選南拳, 31)自選南拳器械, 32)自選長拳, 33)自選長拳器械で、新国際競技ルールに基づく自選難度套路で競技を行う。

この部門は、強化指定選手で選手強化委員会の指名を受けた選手のみが出場し、「規定競技部門」「自選競技部門」に出場する選手は、この部門に出場することはできない。

②太極拳種目の統合；

すでに周知されている通り、本大会から太極拳種目を次のように整理、統合する。

19. 「48式・88式太極拳」＝従来の「楊式・88式太極拳」の楊式太極拳が競技種目 20. に整理、統合されたことに伴い、48式太極拳と併せた種目を設ける。48式太極拳から自選したもの、または、88式太極拳から自選したもののいずれかで行い、48式の動作と88式の動作を混合した套路は不可。3分以上4分以内の自選套路競技とする。
20. 「楊式太極拳」＝従来の「楊式太極拳規定套路」と「楊式・88式太極拳」の2部門を統合したもの。両者を複合した自選套路でもよく、伝統楊式太極拳套路から自選したものでもよい。競技時間3分以上4分以内の自選套路競技とする。
21. 「陳式太極拳」＝従来の「陳式太極拳規定套路」と「陳式太極拳」の2部門を統合したもの。両者を複合した自選套路でもよく、伝統陳式太極拳套路から自選したものでもよい。競技時間3分以上4分以内の自選套路競技とする。
22. 「呉式太極拳」＝従来の「呉式太極拳規定套路」と「呉式・孫式太極拳」の2部門を統合したもの。両者を複合した自選套路でもよく、伝統呉式太極拳套路から自選したものでもよい。競技時間3分以上4分以内の自選套路競技とする。
23. 「孫式太極拳」＝従来の「孫式太極拳規定套路」と「呉式・孫式太極拳」の2部門を統合したもの。両者を複合した自選套路でもよく、伝統孫式太極拳套路から自選したものでもよい。競技時間3分以上4分以内の自選套路競技とする。

これらの種目は自選競技部門となり、服装規定は適用されず、自由とする。

③42式太極剣を廃止：従来の総合太極拳Cの出場選手のための「42式太極剣」は廃止する。

④「伝統拳術・器械」と「規定長拳A種目」、「規定南拳種目」の重複出場の制限；

「24. 伝統拳術A, 25. 伝統拳術B, 26. 伝統拳術C, 27. 伝統器械」のいずれかの種目に出場する選手は、「3. 長拳A, 4. 剣術A, 5. 刀術A, 6. 槍術A, 7. 棍術A」および「9. 南拳, 10. 南刀, 11. 南棍」のいずれにも重複して出場することができないこととする。

同様に、「3. 長拳A, 4. 剣術A, 5. 刀術A, 6. 槍術A, 7. 棍術A」および「9. 南拳, 10. 南刀, 11. 南棍」のいずれかの種目に出場する選手は、「24. 伝統拳術A, 25. 伝統拳術B, 26. 伝統拳術C, 27. 伝統器械」のいずれの種目にも出場することができないこととする（2006年6月17日理事会決定）。

⑤「少年長拳」（18歳以下）と他種目の重複出場の制限；

(1)「少年長拳」に出場する選手は、長拳A種目（長拳A, 短器械A, 長器械A）および南拳規定種目（南

拳、南刀、南棍の規定套路)のいずれにも重複して出場することはできない。

同様に、長拳A種目または南拳規定種目に出場する選手は、「少年長拳」に重複して出場することはできない(2006年6月17日第57回理事会決定)。

- (2) 「少年長拳」に出場する選手は「8. 長拳B」に出場することもできない(昨大会と同じ)。
(3) この種目は、昨年からブロック選抜制が導入されている。7ブロックから選抜された選手(各ブロック男子8人、女子8人以内)に限って出場させることができる。

選抜された各選手は、都道府県連盟を通じて通常の申込み手続きと同様に申込み、出場料を納付することとする。ただし、各ブロックのブロック理事から事前に提出されている「少年長拳 ブロック選抜選手一覧」に記載されていない選手の出場申込みは無効となるので、ブロックと都道府県連盟は出場申込み前に、食い違いが生じないように相互に名簿確認を行うこと。

⑥ 昨大会と同様の注意事項；

以下は、昨大会と同様の注意事項。

(1) 「長拳B」に出場する選手の出場制限；

「8. 長拳B」に出場する選手は、「3. 長拳A」、「4. 剣術A」、「5. 刀術A」、「6. 槍術A」、「7. 棍術A」および「15. 少年長拳」に重複して出場することはできない。

(2) 「ジュニア太極拳2(16動作)」と「ジュニア太極拳1(13動作)」の年齢規定と出場制限；

「17. ジュニア太極拳1(13動作)」は、「中学生以下」の選手にかぎり出場することができない。なお、「16. ジュニア太極拳2(16動作)」については、年齢規定が「18歳以下」なので、中学生以下の選手も出場できる。

他の太極拳種目に出場する選手はこれらの種目に重複して出場することはできない。

「ジュニア太極拳1・2」については、太極拳種目であるがジュニア層の太極拳競技の普及を図るため都道府県による選抜を経なくても出場できることとし、出場人数の制限も設けない。

⑦ 団体競技種目の出場制限；

1人の選手は、35) 集団 と、36) 太極拳推手規定套路のうち、いずれか1種目に限って出場できる。これらの2種目の両方に出場することはできない。

ただし、34) 対練、はこの制限を受けないので、別途出場することができる。

2) 年齢制限のある種目；

年齢制限のある種目の年齢は、すべて2007年4月1日の満年齢によるものとする。

学籍制限のある種目は、すべて2007年4月2日の学籍によるものとする。

3) 都道府県選抜による種目と出場人数(チーム数) 枠；

- ① 16)ジュニア太極拳2、17)ジュニア太極拳1をのぞく太極拳個人競技種目(1、2、12~14、18~23)と集団競技(34~36)(以下、都道府県選抜種目という)は、2007年4月1日現在在住する都道府県の都道府県連盟による選抜競技会または選抜会議を経て選抜された選手に限り、出場することができる。

選抜された選手の出場申し込み手続きは当該都道府県連盟を通じて行わなければならないが、4月1日現在の在住地ではない都道府県連盟やその他の団体が提出した出場申込みは無効となる。

- ② 選手が在住する都道府県連盟により選抜された後に、2007年4月1日までの間に、当該都道府県外に転居した場合は、「最終出場申込書」に「転居証明書」を添付して、もとの都道府県連盟に選抜された選手として出場する。

③ 団体競技 34) ~ 36) の出場規定；

34) 対練、35) 集団および36) 太極拳推手規定套路は、チームを構成する選手のうち、少なくとも1人が上記に定める在住者であれば、他の選手が非在住者であっても、その1人が在住する都道府県連盟による選抜を経て、同都道府県連盟を通じて出場申込みをすることができる。

出場申込みを完了したチームを構成する選手のうち、1人または複数人が不測の事態により出場できなくなった場合は、別途定める「集団種目の出場選手変更規定」に規定された範囲内で変更することができる。

ただし、出場できなくなった選手が在住者でそれに替えて非在住者を出場させることはできない(出場できなくなった選手が非在住者の場合は、それに替える選手は非在住者でも在住者でもよい)。

④ 「団体競技の出場選手変更規定」；

- (1) 対練は1人のみ、集団は3人以内、太極拳推手規定套路は1人のみに限って、出場選手を変更し、あるいは出場を取り消すことができる。この範囲を超える変更は受理されない。

- (2) 対練(2人または3人)で、最終出場申し込みで2人でエントリーしたチームは、1名を追加して3人で出場することはできない。集団(4人以上10人まで)で、最終出場申し込みでエントリーした人数を超えて人員を追加して出場することはできない。(例；最終エントリーで5人で申し込んだチ

ームが、1人加えて6名で出場することはできない。

- (3) 選手の変更届は、参加団体代表者が、事前に書面で提出しなければならない。事前に書面による変更届が提出されなかったチームの成績は、取り消されることがある。

⑤ 出場人数（チーム数）枠；

都道府県連盟は、大会参加団体として都道府県選抜種目に下記の人数（チーム数）に限って、選手を出場させることができる。

- 一 24式太極拳A（12）、同B（13）、同C（14）は各々、一律男子1人、女子1人以内に限る。
- 一 上記以外の太極拳競技種目（1、2、18～23）は各々、一律男子2人、女子2人以内に限る。
- 一 34)対練は3チーム以内、35)集団、36)太極拳推手規定套路は各々、一律1チーム以内に限る。

4) 都道府県選抜の例外規定；

「日本学生武術太極拳連盟」（以下、学生連盟という）に加盟している大学の所属会員が、学生連盟を通じて出場申込を行う場合は、上記3）に規定する都道府県選抜と出場人数（チーム数）の制限を受けずに出場することができる。

5) シード選手；

太極拳個人競技種目（1、2、12～14、18～23）は、上記3）の規定に加えて、シード選手制度を設ける。団体競技（34～36）にはシード制度を設けない。

- ① シード選手は都道府県選抜を経なくても当該種目に出場することができる。

- ② 本大会のシード選手は、本要綱に添付された「第24回大会シード選手一覧」に記載された選手に限られる。

- ③ 各種目で確定したシード選手のなかの1人または数人が、本大会の当該種目にエントリーしなかった場合でも、下位選手をシード選手に繰り上げることとはしない。シード権は、本大会の当該種目に限られる。シード権は次期大会に持ち越したり、他の種目に転用したりすることはできない。

- ④ 年齢制限のある種目について、シード指定を受けた選手の2007年4月1日現在の満年齢が、シード指定を受けた種目の制限年齢を越える場合は、その選手のシード権は失効する。この場合も、下位選手をシード選手に繰り上げることとはしない。

⑤ 太極拳種目の整理、統合に伴うシード権の特例；

本大会に限り、本大会の「19. 48式・88式太極拳」は、第23回大会の24)48式太極拳と、25)の楊式・88式太極拳の両種目のうち、19. に該当する種目についてシード権を付与する。

同様に、本大会の「20. 楊式太極拳」は、第23回大会の15)楊式太極拳規定套路と、25)の楊式・88式太極拳の両種目のうち、20. に該当する種目についてシード権を付与する。

本大会の「21. 陳式太極拳」は、第23回大会の16)陳式太極拳規定套路と、26)の陳式太極拳の両種目についてシード権を付与する。

本大会の「22. 呉式太極拳」は、第23回大会の17)呉式太極拳規定套路と、27)の呉式・孫式太極拳の両種目のうち、22. に該当する種目についてシード権を付与する。

本大会の「23. 孫式太極拳」は、第23回大会の18)孫式太極拳規定套路と、27)の呉式・孫式太極拳の両種目のうち、23. に該当する種目についてシード権を付与する。

⑥ シード選手の出場申込み手続；

- 一 シード選手に対しては、日本連盟から開催要綱、「シード選手一覧」および「＜個人競技＞太極拳種目最終出場申込書＜書式－4＞シード選手用」が送付され、本人がシード選手であることを正式に通知する。

- 一 シード選手が当該種目に出場を希望する場合、在住地の都道府県連盟を通じて、「予備出場申込み手続」と「最終出場申込み手続」を行わなければならない。在住地以外の都道府県連盟を通じて出場申込みが行われた場合は無効となる。

- 一 シード選手は、出場の意向を2007年3月20日の予備出場申込み期限より以前に、在住する都道府県連盟に伝えなければ、当該都道府県連盟は予備出場申込み書に当該種目の予備出場申込みをすることができなくなり、その結果、シード選手は本大会に出場することができなくなる。3月20日以前に在住する都道府県連盟に出場手続を依頼する責任はシード選手にあるものとし、この依頼行為を怠ったために出場不能となった場合の責任は選手本人に帰するものとする。

6) その他の種目のエントリー；

長拳A（3）、剣術A（4）、刀術A（5）、槍術A（6）、棍術A（7）、長拳B（8）、南拳（9）、南刀（10）、南棍（11）、少年長拳（15）、伝統拳術A（24）、伝統拳術B（25）、伝統拳術C（26）、伝統器械（27）およびジュニア太極拳2（16）、ジュニア太極拳1（17）の16種目、男女計32種目は、従来通り日本連盟加盟団体を通じて出場申込みをすることができ、都道府県連盟による選抜を行わない。

11. 競技運営に関する規定：

- 1) 競技は、別途発行する「第24回全日本武術太極拳選手権大会・競技ルール」に基づいて実施する。
- 2) 予選・決勝方式；
今大会では、すべての競技種目は予選・決勝を行わず、1回の演技で順位を決める。
- 3) 伝統種目の1位・2位決定戦：
伝統種目を奨励するために、伝統拳術A(24)、同B(25)、同C(26)、伝統器械(27)は、競技実施日に3位以下の選手の順位を決定して表彰する。1～2位の選手は、最終日(第3日)にあらためて1、2位決定戦を行って表彰する。ただし、エントリー人数が10人以下の種目はこれを実施せず、従来通り、1日で順位を決定して表彰する。
- 4) 表彰人数は、原則として予選エントリー人数に比例した「入賞者数」の規定に基づいて表彰する。

12. 出場申込みに関する規定：

「予備出場申込み」と「最終出場申込み」の各々の期限までに出場申込み手続をしない団体は選手を出場させることができない。

◎予備出場申込み(種目・人数)提出期限：2007年3月20日(火)

所定の「予備出場申込書(種目・人数)」に、参加団体が出場予定種目および出場予定人数、チーム数(氏名不要)を記入して、上記期限までに(社)日本武術太極拳連盟に必着するよう送付する。

◎最終出場申込み提出期限：2007年4月20日(金)

所定の「最終出場申込書」(個人競技用、団体競技用)を参加団体が一括して上記期限までに(社)日本武術太極拳連盟に必着するよう送付する。

- ※1. 予備出場申込み期限後、直ちに各種目の出場予定人数に基づいて競技編成作業に入るのので、期限を過ぎた申込みや人数の増加、変更等は一切受け付けられない。
- ※2. 大会第1日と第2日および第3日の各々に、どの種目を実施するかは、予備出場申込みの結果を待って編成し、発表するので、出場選手は自分の出場種目が、第1日に実施されても対応できるように備えられたい。
- ※3. 各参加団体の「最終出場申込書」の男女別各種目の出場人数の合計は「予備出場申込書」に記載した該当種目の出場予定人数を越えることができない。また「最終出場申込書」の男女別各種目の出場人数の合計が「予備出場申込書」に記載した該当種目の出場予定人数より少ない場合でも、出場料は「予備出場申込書」の出場人数に基づいて納付しなければならない。集団競技部門も同様に扱う。

13. 大会日程：

- 7月13日(金) 規定競技部門、自選競技部門
14日(土) 同上
15日(日) 同上、自選難度競技部門、閉会式

14. 審判員研修：7月12日(木) 9：00～20：00

15. コート数：第1日、第2日、第3日とも6コートで実施する

- ## 16. 服装規定：全員がゼッケンを着用する。下記の種目を除く規定競技部門出場選手は統一デザインのユニフォームを着用しなければならない。下記の種目と自選競技部門等出場選手の服装は自由。
- 12) 24式太極拳A 13) 24式太極拳B 14) 24式太極拳C
 - 15) 少年長拳 16) ジュニア太極拳2 17) ジュニア太極拳1 18)～27) 自選競技部門、28)～36) 自選難度競技部門および団体競技部門

17. 審判員：すべての審判員は日本連盟公認審判員が担当する。

18. 表彰：各部門の入賞者を表彰する。

連絡・申込み先：〒102-0085 東京都千代田区六番町9 九番館ビル2F
(社)日本武術太極拳連盟 ☎03(3265)9494, Fax 03(3265)9550